

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額の欄中「1,018」を「1,040」に、「1,133」を「1,157」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。